

運 転 代 行 料 金 表

(1) 基本料金	距離料金	2km まで		2,500 円
	時間料金	30 分 まで		無料
(2) 加算距離料金	2km 以上	5km まで	500m 毎に	250 円
	6km 以上	20km まで	500m 毎に	200 円
	21km 以上	40km まで	500m 毎に	150 円
(3) 以降加算距離	41km 以降		500m 毎に	100 円
(4) 以降加算時間	30 分以降		5 分毎に	500 円
高速道路利用時	60 分以降		5 分毎に	500 円
(5) 深夜・時間外・土日祝祭日・割増料金				
①深夜	午前 1 時から午前 3 時まで			2 割増
	基本距離料金	10Km まで		7,200 円
②早朝	午前 3 時から午前 10 時まで			5 割増
	基本距離料金	20Km まで		15,000 円
③時間外	午前 10 時から午後 7 時まで			2 割増
	基本距離料金	20Km まで		12,000 円
④土日祝祭日	土日祝祭日の終日			2 割増
	基本距離料金	20Km まで		12,000 円
(6) 受託代行保険料		搭乗者 1 名につき		300 円
(7) 予約取り消し料金	基本距離料金と時間料金を併せた全額			
(8) 出張料金	新宿区・渋谷区・品川区・目黒区・港区・千代田区・中央区 文京区・台東区以外からの出発			
	迎車料金	営業地区以降	5km 毎に	500 円
(9) 料金の算出方法	代行運転自動車の距離計及び業務開始時から業務終了時までの所要時間 距離料金及び時間料金を合算した併用料金			
(10) 料金の收受方法	業務終了時に收受する			

自動車運転代行業約款の概要

(1) 当社は国土交通大臣の定める標準自動車運転代行業約款(告示第 455 号)に従い、代行運転役務の提供に係る契約を行います。(約款第 1 号)

(2) 運転代行料金は、(2)の営業所に掲示した料金表に従い、代行運転役務の終了の際にお支払いいただきます。

(3) 当社のお客様並びに第三者の方への責任は、当社の運転者の代行運転自動車への乗車に始まり、下車をもって終わります。(約款第 6 条、第 7 条)

(4) 代行運転役務の提供中は、当社の運転代行業務従事者の職務上の指示に従っていただきます。

(5) 次の場合は、代行運転役務提供又は継続をお断りすることがあります。

- ① 代行運転役務の提供が標準自動車運転代行業約款によらないものであるとき
- ② 代行運転自動車がないときや、役務の提供に特別な負担を求められたとき
- ③ 利用者に代行運転自動車の使用権限がないとき並びに交通に支障のある故障者等及び違法改造をした自動車であるとき
- ④ 代行運転役務の提供が公序良俗に反しているときや天災地変等による支障があるとき
- ⑤ 利用者が当社の運転代行業務従事者の運転役務の提供に支障をきたす行為を行われたとき若しくは安全確保の支持に従わなかったとき並びに泥酔等により行き先を明瞭に告げられないとき(約款第 4 号)
- ⑥ 当社は、天災その他当社の責に帰すことのできない事由により、利用者が受けた損害を賠償する責めに任じません。又、利用者の故意若しくは過失により生じた損害については、その利用者に、その損害を求めることがあります。(約款第 8 条、第 9 条)

随伴用自動車でのタクシー行為は行いません

当社は、当社の随伴用自動車を利用して、道路運送法に規定する有償で行われるタクシー行為並に有償で行うことが禁止されている自家用自動車(随伴用自動車)での運送行為は行いません。(道路運送法第 2 条第 3 項、同法第 4 条、同法第 43 条、同法第 80 条)